

令和8年度「地域で働くということ」を学ぶ旅運営業務委託 業務仕様書

1 目的

本事業は、これから就職活動を行う学生が、県内企業の職場等を見学するとともに、様々な業種団体との交流を通じて、県内企業への興味・関心が高まり、県内企業で働きたいと思う気持ちが醸成されることを目的とする。

2 業務名称

令和8年度「地域で働くということ」を学ぶ旅運営業務委託

3 委託期間

契約日から令和9年3月25日（木）まで

4 委託業務の内容

- (1) 学生（注1）を対象にした県内企業の職場等を見学するバスツアーの企画・実施
- (2) 学生と県内の異業種5団体（注2）関係者（以下、「団体関係者」という。）との交流会の開催
 - （注1）バスツアーの実施日時時点で就職先が決定していない大学院生、大学生、短期大学生、高等専門学校生
 - （注2）三重県中小企業レディース中央会、三重県漁業協同組合連合会、三重県商工会女性部連合会、三重県商工会議所女性会連合会、三重県経営者協会女性懇話会（順不同）

5 委託業務の詳細

- (1) 学生を対象にした県内企業の職場等を見学するバスツアーの企画・実施
 - ア ツアー行程について
 - ・ ツアー開催日は令和9年2月15日（月）とする。ただし、天災、災害、その他やむを得ない事情により変更する場合がある。
 - ・ 県内企業の職場等を見学する日帰りのツアーを1回企画・実施すること。なお、行程については受託者において作成・提案し、県と協議のうえ決定すること。
 - ・ 原則としてツアーの出発地、帰着地は県内の同一場所とし、参加学生をバスで送迎すること。ただし、参加学生が目的地解散を希望する場合はこれを認める。なお、学生の自宅からツアー出発地までの旅費及びツアー帰着地（途中離団した者については、その離団した場所）から自宅までの旅費

は、学生の負担とする。

- ・行程に職場等を見学可能な県内企業を1社以上組み込むこと。訪問先企業については受託者が提案し、県と協議のうえ決定すること。なお、訪問先企業との各種調整や事務手続きは受託者において行うこと。
- ・学生の関心が高い業種・職種等に配慮し企業選定を行うこと。
- ・職場見学では、単なる企業や仕事紹介にとどまらず、就職して活躍する若手社員等と交流する機会を設けること。
- ・訪問先企業に対して謝礼金を支払う場合は、委託料の範囲内でまかなうこと。
- ・行程に学生と団体関係者との交流会（詳細は5（2）のとおり）を組み込むこと。
- ・三重県ならではの食文化が体験できる昼食を参加学生全員分手配すること（20人分として見積もること）。弁当形式とし、一度の配膳で提供を完了できるようにすること。なお、献立については受託者が提案し、県と協議のうえ決定すること。
- ・行程に交流会開催地での散策時間を設けること。
- ・バスの移動時間を活用し、就職活動に関するプログラムを実施すること。また、みえの企業まるわかりNAV Iのチラシを配布し、サイトの説明を行うこと。ただし、チラシは県が準備する。
- ・バスの移動時に異業種5団体の取組紹介の資料を配布すること。ただし、資料の作成は団体関係者で行う。

イ ツアー参加学生の募集

- ・20名以上確保すること。ただし、体調不良による当日キャンセル等、やむを得ない事情で参加できなくなった場合はこの限りでない。
- ・本ツアー専用のランディングページ（以下、「LP」という。）を制作・設置すること。
- ・上記のLP上に申込フォームを作成し、同フォームを活用して参加学生の募集及び受付を実施すること。
- ・募集のためのクリエイティブを制作し、Web広告やSNS広告等を出稿するとともに、紙チラシを作成し、県内高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校）や中京圏・関西圏の就職支援協定締結大学（注3）の学生を中心にアプローチするなど、参加学生の確保に向けて効果的な方法を提案し、実施すること（紙チラシは2,000部を見積もること）。なお、具体的な実施方法については県と協議のうえ決定すること。
- ・クリエイティブ及び紙チラシについては、県が校正する機会を2回以上設けること。

(注3) 詳細は、三重県ホームページを参照すること。

(<https://www.pref.mie.lg.jp/KOYOU/HP/m0139400172.htm>)

ウ ツアー実施にかかる、その他の委託事項

- ・参加学生全員が乗ることができるバス及びバスの運転手を手配すること。
- ・受託者が第1種又は第2種旅行業の登録業者でない場合は、登録業者に事業の一部を委託するとともに道路運送法等の関係法令を遵守し、安全に十分配慮して実施すること。また、ツアー中の事故に備えて、ツアー参加の学生全員を国内旅行傷害保険に加入させること。
- ・ツアーには運営スタッフが1名以上同行すること。
- ・当日参加した学生と団体関係者を対象にアンケートを実施すること。なお、アンケートの質問項目等については事前に県と協議すること。
- ・ツアーの実施にあたっては、社会情勢に応じて各種感染症の感染対策を講じて実施すること。

(2) 学生と団体関係者との交流会の開催

ア ワークショップの実施

- ・学生と団体関係者が活発に意見交換できるワークショップを実施すること。
- ・団体関係の参加者は40名程度を見込んでいる。なお、団体関係者の参加募集・各種調整等は県が行う。
- ・三重県ならではの食文化が体験できる昼食に参加する団体関係者全員分手配すること(40人分として見積もること)。弁当形式とし、一度の配膳で提供を完了できるようにすること。なお、献立については受託者が提案し、県と協議のうえ決定すること。
- ・団体関係者の旅費については、それぞれ自己負担とするため、本委託料に含める必要はない。団体関係者に対する謝金も不要とする。
- ・ワークショップを実施する会場はVISON DOME(三重県多気郡多気町ヴィソン672番1)とする。なお、会場の空き状況は県で確認済みであるが本予約は受託者が行い、会場使用に係る費用は委託料の範囲内でまかなうこと。各種調整や事務手続きは受託者において行い、予約時間は午前10時から午後4時までとすること。
- ・交流会の開催時間は2時間程度に収めること。
- ・グループワークは10班編成を想定し、予約開始時間になったら会場設営を実施すること。
- ・交流会は昼食後に実施すること。
- ・駐車場や交流会開催場所が分かるマップデータを団体関係者用に事前に用意すること。
- ・団体関係者が現地集合するにあたり、参加団体関係者の混乱や開始遅延が生じないように、集合場所や駐車場案内等にかかる工夫をすること。

イ 活発な意見交換が行われる場づくりの工夫

- ・交流会を行う趣旨は、参加する団体関係者の豊富な知識・経験に基づく魅力的な人間性等が、活発な意見交換を通して参加学生に伝わることで、学生の三重県内で働きたいと思う気持ちが醸成されることにある。この趣旨を踏まえ、活発な意見交換が行われるようにテーマ設定や実施手段・方法等について提案し、県と協議のうえ決定すること。
- ・交流会の司会及び各班にファシリテーターを配置し、グループワークが円滑に進むよう工夫すること。
- ・ファシリテーターには若年者雇用分野に関する知識を有し、ファシリテーションに精通した者とする。
- ・司会者及びファシリテーターに対して謝礼金を支払う場合は委託料の範囲内でまかなうこと。

(3) 報告書作成

- ・ツアーの様子を報告書にまとめること。特にワークショップで出された意見等については、できるだけ詳細にまとめること。また、今後ツアーを実施するうえでの改善点等についても記載すること。
- ・報告書には、ツアー参加者に対して実施したアンケート結果を取りまとめて掲載すること。
- ・受託者が学生の募集・受付時に入手した個人情報について、県内就職に関する各種イベント情報を県が広報する、また県内就職に関する各種調査を県が実施する際等に使用することがある旨、参加学生本人に承諾を得たうえで、県に引き渡すこと。

6 成果品

本業務が完了した時は、業務の実績を取りまとめた事業報告書を事業終了後翌日から起算して10日後または契約期間満了日までのいずれか早い日までに、紙媒体で2部・電子媒体で1部を県に提出すること。

7 委託費

- (1) 委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。
なお、本業務を実施するにあたり、県が必要であると認める場合は、前金払いをすることができるものとする。
- (2) 受託者が委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくは既に支払った委託費の額の一部又は全部を県に返還する。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

8 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じる場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、取扱いを決定する。

9 受託上の留意点

- (1) 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に県が決定を行うものとする。
- (2) 本業務の契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りではないものとする。
- (3) 県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面で検査を実施することができるものとする。
- (4) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、県の指示に従うこと。
- (5) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (6) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、県に帰属する。
- (7) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除
契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- (8) 障がいと理由とする差別解消の推進
受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。
- (9) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
ア 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ③ 発注所属に報告すること。
 - ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたときにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、

発注所属と協議を行うこと。

イ 県は、受託者がア②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

10 その他

事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。

11 担当所属

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部雇用対策課働き方改革・人材育成班 担当：山田

電話：059-224-2454 電子メール：koyou@pref.mie.lg.jp